

令和2年5月27日

保護者 各位

東村山市教育委員会

令和2年度 教育費援助制度の申請受付の継続について (お知らせ)

新型コロナウイルス感染拡大防止（外出や接触機会の削減）のため、令和2年4月14日付けでお知らせしました「令和2年度 教育費援助制度（就学援助）の申請方法の変更」につきまして、同ウイルスに起因する今般の社会情勢に鑑みて、令和2年6月30日まで次のとおり受付を継続して行います。

また、緊急事態宣言に伴う自粛要請等により、昨年より著しく減収し、経済的負担が大きくなる方につきましては、昨年の収入が審査基準額を超えている場合でも認定となる場合があります。

御確認いただき、申請や提出を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 申請受付について

- ・令和2年5月中の申請者の方に引き続き、6月中の申請者の方についても、認定となった場合には4月分から支給対象とします。
- ・従来の窓口受付のほか、郵送での申請も受け付けております。
(郵送申請の方法等については、次の項目を御参照ください。)

2 郵送申請の方法等

- ・東村山市ホームページから受給資格認定申請書を印刷し、必要事項を記入のうえ、押印してください。
- ・申請に必要な添付書類（源泉徴収票のコピーなど）と、お名前・住所等を記入した返信用封筒（切手不要です。到達後受付書をお送りします。）を同封して、下の問合せ先まで郵送してください。
- ・郵送する際は、必ずポスト投函後に問合せ先まで電話連絡してください。
- ・不足書類提出の方は、受付番号を封筒表面に記載してください。
- ・受付日は消印日となります。

3 その他

- ・他自治体から転入された方で、転入前の自治体でも就学援助制度を受給されていた方は、重複支給を避けるため支給額が調整される場合があります。
- ・新型コロナウイルスに起因する社会情勢を踏まえ、受付内容等で変更が生じる場合は、最新の情報を市ホームページに掲載していきます。

以上

【問合せ】〒189-8501 東京都東村山市本町 1-2-3

東村山市教育委員会 学務課 学務係 TEL042-393-5111（内線 3422/3423）